ためのイールド・カーブに基づく割引率を使用するものとする。）

二　第十二条の規定に従い計算する現在推計の額の重要性が低いことその他の合理的な理由により前号に掲げる方法以外の簡便な方法が必要となる場合、かつ、コンバインド・レシオが１未満の場合　UPR

第三款　割引率

第一目　イールド・カーブ

（割引率算出のためのイールド・カーブ）

第十六条　割引率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものに基づきスミス・ウィルソン法（イールド・カーブの期間構造を生成するモデルであって、LOT以前の年限における市場で観測することができる金利及びUFRを用いてLOTを超える年限の金利を算出するモデルをいう。次条において同じ。）により算出されるイールド・カーブによるものとする。

一　第一区分　流動性の高い金利スワップ又は国債（別表二に定める通貨に応じ採用する金融商品等をいう。次条第一号において同じ。）から得られる市場金利（ただし、金利スワップにあっては、信用状態に関する調整を行ったものとする。同号及び第百五条第二項において同じ。）に第二目に規定する調整後スプレッドを加算したもの。

二　第二区分　第一区分と第三区分を補間することにより算出されるもの。

三　第三区分　別表四に定める通貨に応じたUFRにUFRスプレッド（別表五に定める通貨に応じたUFRスプレッドをいう。）を加算したものをフォワード・レートとするもの。

２　前項第一号の第一区分は、別表三に定める通貨に応じたLOTまでの期間とする（次条第一号において同じ。）。

３　第一項第二号の第二区分は、LOT後、LOTに三十年を加算した年数及び六十年のうちいずれか大きい年数（次項及び第二十七条第三項において「収束年限」という。）までの期間とする（次条第二号において同じ。）。

４　第一項第三号の第三区分は、収束年限後の期間とする（次条第三号において同じ。）。

（リスクフリー・レートのイールド・カーブ）

第十七条　リスクフリー・レートのイールド・カーブは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものに基づきスミス・ウィルソン法により算出されるイールド・カーブとする。

一　第一区分　流動性の高い金利スワップ又は国債から得られる市場金利

二　第二区分　第一区分と第三区分を補間することにより算出されるもの

三　第三区分　別表四に定める通貨に応じたUFRをフォワード・レートとするもの

第二目　調整後スプレッド

（調整後スプレッドの区分）

第十八条　調整後スプレッドは、保険契約ポートフォリオ（保険会社等が引き受けている保険契約の集合をいう。以下この目において同じ。）を次の各号に掲げるバケットに分類して算出するものとする。

一　トップバケット

二　ミドルバケット

三　一般バケット

２　一つの保険契約ポートフォリオには、異なる通貨建ての保険契約を含んではならない。

３　一つの保険契約を複数の部分に分離して、異なる保険契約ポートフォリオに含めてはならない。ただし、第二十一条各号に掲げる要件の判定に当たっては、保険契約者に将来の保険料を変更するオプションが付与されており、保険会社等に当該保険料に対する裁量がない保険契約に限り、当該オプションに係る部分とそれ以外の部分に分離し、異なる保険契約ポートフォリオに含めることができる。

（トップバケットの適格性要件）

第十九条　次の各号に掲げる要件の全てを満たす保険契約ポートフォリオは、前条第一項第一号に掲げるトップバケットに分類することができる。

一　当該保険契約ポートフォリオを裏付ける資産ポートフォリオが特定され、当該保険契約ポートフォリオ以外の保険契約ポートフォリオから生じる損失を補てんするために用いられることなく、区分して管理されていること。

二　次のイからハまでに掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　当該保険契約ポートフォリオに含まれる保険契約が、解約時に解約返戻金のない生命保険契約等であること。

ロ　当該保険契約ポートフォリオに含まれる保険契約の保険契約者に解約オプションが付与されていないこと。

ハ　基準日時点及び全ての将来時点において当該保険契約ポートフォリオの解約返戻金の合計額が特定された資産ポートフォリオ（前号の要件を満たす資産ポートフォリオであって、第二十三条に規定する適格資産以外の資産を含むものをいう。以下この款において同じ。）の時価を超えないこと。

三　当該保険契約ポートフォリオ及び特定された資産ポートフォリオが、キャッシュ・フロー・テストを満たすこと。

四　当該保険契約ポートフォリオに含まれる保険契約に将来保険料が含まれないこと。

（キャッシュ・フロー・テスト）

第二十条　前条第三号の「キャッシュ・フロー・テスト」とは、LOTまでの全ての年限tにおける次の